

第11章 平常時からの準備

1 災害拠点病院連絡会議・宮城DMA T連絡協議会・地域保健医療連絡会議

(1) 災害拠点病院連絡会議・宮城DMA T連絡協議会・宮城県災害医療コーディネーター意見交換会

県は、宮城県地域防災計画に基づく医療救護活動が、迅速かつ適切に実施できるよう、災害拠点病院及び関係機関・団体から構成される「災害拠点病院連絡会議」及び宮城DMA T指定病院及び関係機関・団体から構成される「宮城DMA T連絡協議会」を設置し、平時から医療救護活動に関する関係機関・団体の協力体制等の確立を図ります。また、災害医療コーディネーター間の情報共有や、保健所との円滑な連携を図るとともに、災害時に備えた保健医療体制に係る助言を受けることを目的として「宮城県災害医療コーディネーター意見交換会」を開催します。

(2) 地域保健医療連絡会議

各保健所は、管内の災害時の保健医療体制について情報共有及び協議を行う場として、「地域保健医療連絡会議」を設置し、少なくとも年1回は会議を開催します。

管内の災害拠点病院や地域災害医療コーディネーター、市町村、郡市医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、看護協会支部、消防等防災関係機関等は、地域保健医療連絡会議に参画し、平時から災害時の対応が迅速かつ適切に行える体制の確立を図るとともに、災害発生時には地域保健医療調整本部の下で医療救護班の派遣調整等に協力します。

2 防災訓練の実施

災害発生時に、県、市町村、関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、各防災関係機関は防災訓練を行うものとします。

訓練後は訓練成果をとりまとめ、課題を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとします。

(1) 県の防災訓練

ア 県は、毎年、6月12日（みやぎ県民防災の日）及び9月1日（防災の日）の当日又はその前後に総合防災訓練を実施します。

○ 6・12総合防災訓練

県は、職員の非常招集訓練、緊急通信訓練、災害対策本部運用訓練等を実施します。

○ 9・1総合防災訓練

県は、毎年実施市町村を定め、当該市町村、防災関係機関等と調整を図りながら、実践的な訓練を実施します。訓練内容としては、救出、避難、消火、救護、炊き出し訓練等とし想定被害に際し防災関係機関が連携を保ちながら自らの役割を遂行します。

イ 訓練参加への呼びかけ

県は、上記（特に6・12）訓練実施に際しては、県内市町村、防災関係機関等に積極的な参加を求め、全県的な規模で行われるよう努めます。さらに、通信訓練等には国機関の協力を依頼し、また、広域応援協定締結道県についても相互に協力するなど、県域を越えた訓練の実施にも努めます。

ウ マニュアルの検証と改訂

県は、訓練を実施した結果を基に、反省点等を洗い出し、本マニュアルの内容等を検証し、より実態に即したものとなるよう改訂していくこととします。

(2) 市町村の防災訓練

市町村は、毎年、6月12日（みやぎ県民防災の日）、9月1日（防災の日）及び11月5日（津波防災

の日)等に、地域住民の参加する総合防災訓練を実施します。この際の訓練内容は次のとおりとし、防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び多様な世代から多数の住民が参加し、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者に対し、地域において災害時要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努めます。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行います。

また、市町村は、大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても、普及を図るとともに、複合災害を想定した訓練の実施についても検討します。

(訓練内容)

- ア 災害対策本部運用訓練
- イ 職員招集訓練
- ウ 通信情報訓練
- エ 広報訓練
- オ 火災防御訓練
- カ 緊急輸送訓練
- キ 公共施設復旧訓練
- ク ガス漏洩事故処理訓練
- ケ 避難訓練
- コ 救出救護訓練
- サ 警備、交通規制訓練
- シ 炊き出し、給水訓練
- ス 防潮堤の水門、陸門等の締切操作訓練
- セ 水害防止訓練
- ソ 自衛隊災害派遣要請等訓練
- タ 避難所運営訓練
- チ その他

(3) 医療機関等における防災訓練

災害拠点病院を始めとする医療機関や、医師会等関係機関においては、県、市町村の実施する防災訓練と連携した訓練を実施するなど、災害時における医療救護活動におけるそれぞれの役割を確認してください。

(4) 情報通信訓練

EMISやMCA無線などの情報通信手段を災害時にスムーズに使用するために、県の防災訓練及びその他の機会を捉え、県や各保健所、各医療機関による情報通信訓練を行うこととします。

3 人材育成・研修等

(1) 災害医療コーディネーター等の研修

県は、関係機関の協力を得て研修を行い、災害医療コーディネーター及び健康危機管理を行う行政職員を養成します。

(2) DMAT研修

各災害拠点病院は、厚生労働省が実施するDMAT研修に職員を受講させ、DMAT隊員を養成します。医療政策課は、各災害拠点病院にDMAT研修の受講を促すとともに、国から示されるチーム研修枠の受講病院の調整や個人研修枠の参加希望者のとりまとめを行います。

(3) 災害対応研修会

県、仙台市及び東北大学病院は、県内の病院従事者を対象とした災害対応研修会を開催するよう努めます。

(4) DPAT研修

県は、DPAT統括者、先遣隊隊員や関係機関等と連携の上、DPATの活動理念、枠組み、活動方法、記録方法等に関する研修を行い、研修終了者をDPAT派遣対象者として登録するなど人材の育成及び機能の維持に努めます。

4 医療機関の業務継続計画（BCP）・防災マニュアルの作成等

(1) 業務継続計画（BCP）・病院防災マニュアルの作成

大規模災害に備え、災害時に医療機関が機能を停止せずに傷病者の治療を行うことができるよう、業務継続計画(BCP)を事前に作成しておくことや、医療機関自ら被災することを想定して防災マニュアルを作成することが有用です。

マニュアルの作成にあたっては、以下の通知が参考となります。

- ・ 病院におけるBCPの考え方に基づいた災害対策マニュアルについて（平成25年9月4日医政指発0904第2号）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000089060.html>

(2) 緊急時の連絡網の整備

- ・ 災害時における職員参集のための緊急連絡網を整備します。この連絡網には、建物管理、医薬品の調達、給食等の関係業者も含むものとします。
- ・ 医師等必要な職員については、携帯電話などの連絡手段を整備しておきます。
- ・ 県、市町村、郡市医師会、消防機関等関係機関との連絡網及び医療機能を維持するのに必要な電気、水、燃料、食糧などの調達先の連絡網を整備しておきます。

(3) 医薬品・医療資機材・燃料・食糧等の備蓄

- ・ 災害時においても診療が継続できるよう、災害発生時に入院患者等に必要な医薬品や燃料・食糧等について、可能な限り備蓄に努めるようにします。
 - ・ 食料、飲料水、医薬品、燃料等について、特定の業者が被災等で配送ができなくなる事態に備え、災害時に優先的に燃料等の供給を受けるため、平時から複数の業者等と協定を締結するとともに、平時から協定を締結した相手と、円滑な供給を受けるために必要な情報の共有等の関係構築を図ることが必要です。

(4) 防災訓練の実施

- ・ 大規模災害時発生時に、円滑な医療救護活動を展開できるように、計画的に防災訓練を実施します。

- ・ その際、地元市町村、郡市医師会、消防本部などと連携を図り、より実践的な内容となるように努め、日ごろから体制を整備しておくことが重要です。

(5) 災害拠点病院への傷病者受入れ体制の確保

- ・ 災害時において、救急車等の車両、徒歩来院患者及び病院職員の、病院へのアクセスに支障が生じるおそれがないか、消防機関、市区町村の防災部署等と連携しながら、ハザードマップも含めて確認を行い、アクセスに支障が生じると想定された場合には、その対応について事前に検討し、対策を講じておく必要があります。